

# 令和元年度 行政相談委員の表彰について

行政相談委員は、国民から行政に関する苦情等を受け付け、その解決を促進するために、相談者に対する助言や関係行政機関に対する通知などを無報酬で行っています。

また、総務省及び行政相談委員連合協議会（行政相談委員が都道府県単位で組織している行政相談委員協議会の連合組織）では、業績が顕著な行政相談委員を表彰しています。

## 【総務省が表彰する行政相談委員】

### 近畿管区行政評価局長表彰（注1）

きぼし としのり  
木坊子 俊紀 委員（日高川町担当 76歳）



委嘱期間：平成15年4月～現在（16年1か月）

主な業績：日高川町民の身近な相談相手として、懇切丁寧な話を聴き、助言を行っている。

例えば、里道が取り込まれているのではないかという相談では、地籍調査時に事実関係を確認することなどを助言し、このほか、隣接農地からの排水、所有者不明の隣接宅地の草刈り、架空請求メールへの対応などの困りごとに対して関係窓口を案内するなどしている。

まるやま あつし  
丸山 篤 委員（広川町担当 74歳）



委嘱期間：平成17年4月～現在（14年1か月）

主な業績：広川町民の身近な相談相手として、懇切丁寧に話を聴き、同町民からの信頼も厚い。

例えば、崩れ始めている管理者不明の空き家についての相談では、近隣住民がケガを負いかねない危険な状態であることを粘り強く関係機関に説明したところ、管理者が特定され、改善指導が行われた。この結果、空き家の一部が解体撤去され、住民の安全が確保された。

## 近畿管区行政評価局地域総括評価官

(在和歌山行政監視行政相談センター) 感謝状 (注2)



しまだ さとし  
嶋田 敏 委員 (日高町担当 64歳)

委嘱期間：平成29年4月～現在(2年1か月)

たにぐち よしひろ  
谷口 芳弘 委員 (美浜町担当 67歳)

委嘱期間：平成29年4月～現在(2年1か月)



やぶした すみお  
藪下 純男 委員 (橋本市担当 67歳)

委嘱期間：平成29年4月～現在(2年1か月)

やまなか きょうこ  
山中 京子 委員 (橋本市担当 66歳)

委嘱期間：平成29年4月～現在(2年1か月)



ふじと としなり  
藤戸 敏成 委員 (紀の川市担当 66歳)

委嘱期間：平成29年4月～現在(2年1か月)

## 【行政相談委員連合協議会が表彰する行政相談委員】

公益社団法人全国行政相談委員連合協議会会長表彰(注3)



なかもと よしなり  
中本 芳也 委員 (高野町担当 71歳)

委嘱期間：平成16年6月～現在(14年11か月)

## 近畿行政相談委員連合協議会会長表彰 (注3)



くぼ やすお  
久保 康夫 委員 (串本町担当 74歳)

委嘱期間：平成21年4月～現在(10年1か月)

おりと とみこ  
折戸 富子 委員 (田辺市担当 64歳)

委嘱期間：平成23年4月～現在(8年1か月)



- (注) 1 近畿管区行政評価局長表彰は、業績が顕著で他の模範とするに足りると認められる行政相談委員を表彰するものであり、近畿管内(大阪府、福井県、滋賀県、京都府、兵庫県、奈良県及び和歌山県。以下同じ。)の約700名の行政相談委員のうち、15名(県内では2名)が受賞します。
- 2 近畿管区行政評価局地域総括評価官(在和歌山行政監視行政相談センター)感謝状は、業務の遂行に特に尽力した行政相談委員に贈呈するものであり、県内60名の行政相談委員のうち、5名に贈呈します。
- 3 公益社団法人全国行政相談委員連合協議会会長表彰及び近畿行政相談委員連合協議会会長表彰は、行政相談委員又は和歌山行政相談委員協議会の役員としての活動に顕著な業績があった委員等を表彰するものです。公益社団法人全国行政相談委員連合協議会会長表彰は全国約5,000名の行政相談委員のうち、77名(県内では1名)が受賞し、近畿行政相談委員連合協議会会長表彰は近畿管内の約700名の行政相談委員のうち、16名(県内では2名)が受賞します。
- 4 各委員の年齢及び委嘱期間は、表彰時点(令和元年5月15日)のものであります。

## 令和元年度 行政相談委員全体会議について

令和元年度の行政相談委員全体会議の概要は以下のとおりです。

開催日時： 令和元年5月15日(水)13時00分～

開催場所： 和歌山県勤労福祉会館(プラザホープ)4階ホール  
(和歌山市北出島1丁目5-47)

開催内容： ① 業績が顕著な行政相談委員に対する表彰  
② 平成30年度行政相談業務実績の報告  
③ 令和元年度行政相談業務実施計画の説明 等

来賓： 和歌山県知事、和歌山市長

出席者： 行政相談委員60名

近畿管区行政評価局長

近畿管区行政評価局地域総括評価官(在和歌山行政監視行政相談センター)

## 1 行政相談とは？

総務省設置法（平成 11 年法律第 91 号）に基づき、国の行政全般についての苦情や意見・要望を受付、公正・中立な立場から関係行政機関に必要なあつせんを行い、その解決や実現の促進を図るとともに、それを通じて行政の制度及び運営の改善を図るものです。



行政相談シンボルマーク

## 2 行政相談委員とは？

行政相談委員法（昭和 41 年法律第 99 号）に基づき総務大臣から委嘱された民間の有識者（ボランティア）で、全国に約 5,000 名、和歌山県内には 60 名（各市町村に 1 名以上）が配置されています（令和元年 5 月 1 日時点）。

## 3 和歌山県内の行政相談件数（平成 30 年度実績）

平成 30 年度における県内での相談件数は 1,996 件（①+②）でした。

- ① 行政相談委員が受け付けた件数：1,062 件（53.2%）
- ② 和歌山行政監視行政相談センターが受け付けた件数：934 件（46.8%）

# 和歌山県内の行政相談委員は 例えばこんなご相談に対応しました

### 相談内容

衆議院議員総選挙の期日前投票日と最高裁判所裁判官国民審査の期日前投票日が異なっているので、統一してほしい（注）。

行政相談委員は、まず衆議院議員総選挙の期日前投票のみを行い、後日改めて最高裁判所裁判官国民審査の期日前投票を行わなければならないという話を聴き、現行の制度は国民に大きな負担を強いていると感じました。

そのため、行政相談委員は、総務大臣に対し、衆議院議員総選挙の期日前投票日と最高裁判所裁判官国民審査の期日前投票日とを統一すべきでないかとの意見を述べました。

### 改善状況

総務省行政評価局は、行政相談委員の意見を踏まえ、関係法令を所管している総務省自治行政局に対し、衆議院議員総選挙の期日前投票日と最高裁判所裁判官国民審査の期日前投票日との統一を検討するようあつせんしました。

その結果、平成 28 年 11 月、最高裁判所裁判官国民審査法が改正され、衆議院議員総選挙の期日前投票日と最高裁判所裁判官国民審査の期日前投票日が統一されることとなりました。



（注）衆議院議員総選挙は公示日の翌日から、最高裁判所裁判官国民審査は投票日の 7 日前から、期日前投票を行うことができると規定されていました。 - 4 -